

## 江別市自治基本条例検討委員会設置要綱

平成 28 年 5 月 11 日市長決裁

## (設置)

第 1 条 江別市自治基本条例（平成 21 年条例第 22 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、条例の所期の目的の達成状況等を検討するため、江別市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、社会情勢の変化等を考慮し、条例の各条項の規定に基づく運用状況について評価及び検討を行い、市長に提言するものとする。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域市民団体を代表する者
- (3) 公募による者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、生活環境部市民生活課において行う。

## (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。

## (会議の招集の特例)

- 2 この要綱による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。